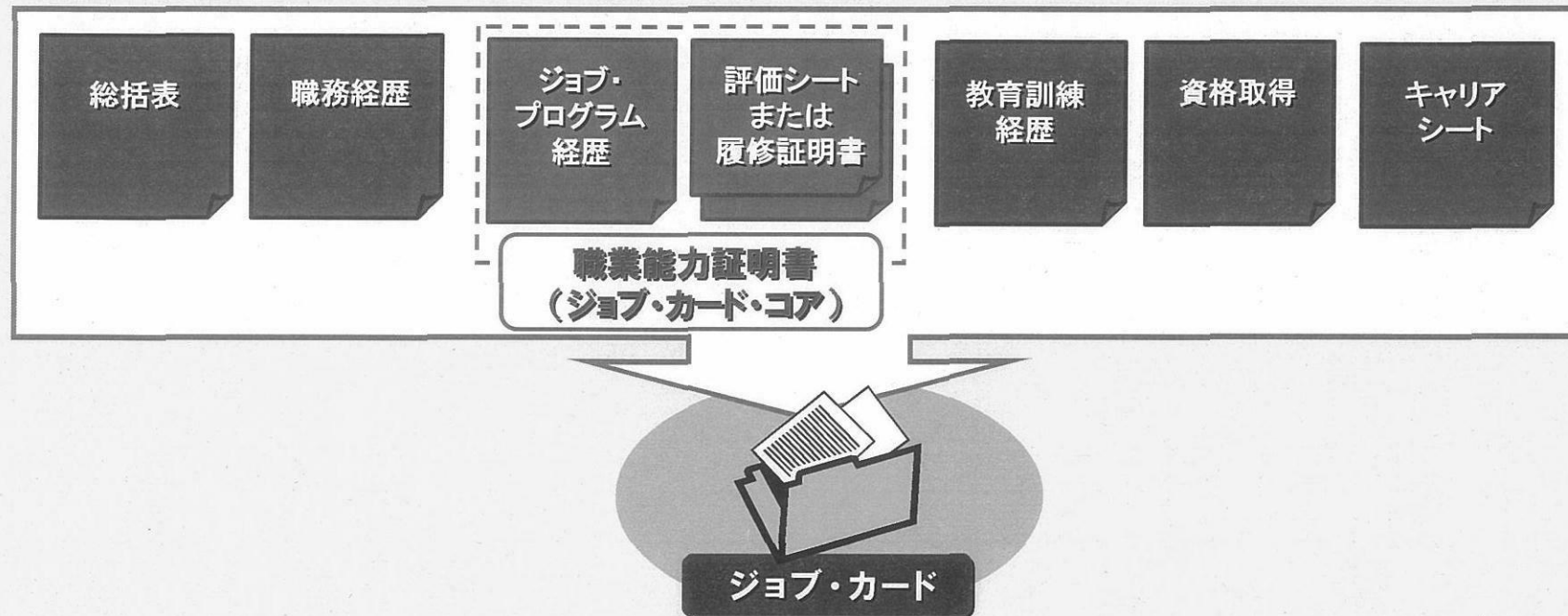


3. ジョブ・カードの内容と対象者



ファイル全体を『ジョブ・カード』と総称。

ハローワーク等でのキャリア・コンサルティング時にキャリア・コンサルタントが確認・記載することにより、作成される。

『ジョブ・カード』は求職者のうち
交付を希望する者を対象 (※)

「ジョブ・プログラム」(職業能力形成プログラム、実践型教育プログラム)の修了者に対しては、『職業能力証明書(ジョブ・カード・コア)』(「ジョブ・プログラム教育訓練経歴」と、「評価シート」または「履修証明書」)を交付。

『職業能力証明書』は
ジョブ・プログラム修了者のみを
対象

(※) ジョブ・カードの交付方法・対象者については、導入後の実績等を踏まえ、必要な限定的暫定措置を講じることがあり得る。